岩手県告示第458号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成27年4月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社藤水道設備
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波町桜町字中桜29番地1
 - ウ 代表者の氏名 巻藤清吉
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第2727号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月13日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり 、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成27年3月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小松土木
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市藤原上町2番13号
 - ウ 代表者の氏名 小松正
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第6329号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設 工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年3月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成27年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社東北佐竹製作所
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市川岸一丁目16番1号
 - ウ 代表者の氏名 佐竹利子
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-23) 第7119号
 - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月8日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条 第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成27年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社東新
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市平沢6地割53番地1
 - ウ 代表者の氏名 及川厚子
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-22) 第50092号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月13日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

- 4号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日 平成27年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 福岡電気工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字前田55番地の4
 - ウ 代表者の氏名 古舘裕之
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-26) 第150086号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月13日付けで電気工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このこと が法第29条第1項第4号に該当する。